

## 新型コロナウイルス感染症問題への対応について

### (1) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止対策の徹底

全タク連では、令和2年1月14日我が国においても新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、行政サイドからの指導・要請等に基づき、数次にわたり各協会を通じて傘下会員事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底等について周知を図っている。

#### ○令和2年1月23日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

##### 「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について」

- ・令和2年1月14日に我が国においても新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、乗務員を含む従業員に対し、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策の徹底。

#### ○令和2年1月29日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

##### 「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について」

- ・令和2年1月28日、渡航歴のないバス運転者が新型コロナウイルスに感染していたことが確認された。厚生労働省ホームページ「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」及び同ホームページ「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A」を参考に引き続き感染対策を徹底するとともに、従業員に感染が確認された場合には、運輸局に対しての報告について周知。

#### ○令和2年1月31日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

##### 「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）」

- ・令和2年1月29日に8例目の感染者が確認され、当該感染者は同月28日に感染が確認されたバス運転者と同一のバスに乗車していたことから、ヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、引き続き感染の拡大防止に向けて、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策の更なる徹底。

○令和2年2月3日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルスに係る訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知について（協力要請）」

- ・新型コロナウイルスを含む事故や非常時にも対応可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターの周知についての協力依頼。

○令和2年2月7日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力要請）」

- ・新型コロナウイルス等の感染症対策について、内閣府ホームページに掲載の感染症対策への協力依頼チラシの掲示・配布等の協力依頼要請。

○令和2年2月14日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）」

- ・始業点呼時に、運転者から疲労、疾病等の体調を申告させるなどにより、運転者の健康状態を確実に把握する等の周知と平成21年に新型インフルエンザ流行時に全タク連が作成した「ハイタク事業におけるインフルエンザ感染防止対策」の活用を要請した。

○令和2年2月17日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）」

- ・複数のタクシー運転者に感染が確認されたことから、始業点呼時の健康状態の把握、マスクの着用確認及び体調不良が確認された際の適切な対応等新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底を要請。

○令和2年2月18日 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長通知

「新型コロナウイルス防止対策の傘下会員への周知・徹底について（依頼）」

- ・厚生労働大臣発表に係る「新型コロナウイルスを防ぐためには」の傘下会員事業者への周知依頼。

○令和2年3月6日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルス感染拡大を防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）」

- ・新型コロナウイルス拡大を防止するため、エアコンを用いて外気を導入することや、乗客降車後に窓を開けての車内換気について傘下会員事業者に要請。

○令和2年4月16日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について（再要請）」

- ・咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施等の感染防止対策についての再徹底を要請。

○令和2年4月24日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取り扱いについて」

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の除菌及び誤検知の防止について、アルコール検知器協議会の知見を踏まえての留意事項について傘下会員事業者へ周知。

○令和2年5月12日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「タクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止について（再要請）」

- ・乗務員と利用者間で感染が拡大することを防止するため、
- ・乗務員や利用者が触れる箇所の消毒。
- ・運転席と後部座席の間の防菌シートの設置などの防護措置の導入。
- ・後部座席に着席できるときは、利用者に対し、可能な限り後部座席への乗車に理解を求めること

について再要請した。

○令和2年5月14日

「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」作成

- ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、タクシーにおける新型コロナウイルス感染症予防策として、実施すべき基本的事項についてのガイドラインを作成。

○令和2年6月4日

「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第2版」を作成。

- ・直近の知見及び夏季の熱中症対策等を盛り込んだ第2版作成した。

○令和2年6月4日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）」

- ・コロナ感染症予防対策に加え、感染防止スクリーンの設置等により運転席周辺の温度が上がることで想定されることから脱帽をはじめとする一層のクールビズの取り組みを進め、運転者が乗務しやすい環境を確保すること。また、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等について、運転者に指導することについて要請した。

○令和2年9月30日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

「新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関する調査協力をお願い」

- ・万一、Go To トラベル事業を利用した旅行商品において新型コロナウイルスの感染者が発症した場合の Go To トラベル事務局による新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関する調査への協力及びタクシーにおける感染予防対策ガイドラインの徹底について要請した。

○令和2年10月26日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

Go To トラベル事業を利用した旅行商品における新型コロナウイルス感染者が発生した際の調査について

- ・国土交通省自動車局安全政策課長からの要請により、改めて Go To トラベル事業を利用した旅行商品における新型コロナウイルスの感染者が発症した場合の従業員の感染の有無や感染防止対策の実施状況等の調査協力及びタクシーにおける感染予防対策ガイドラインの徹底について要請した。

○令和2年11月27日 全国ハイヤー・タクシー連合会会長通知

換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について（要請）

- ・スーパーコンピューター富岳によるシミュレーション結果を踏まえ、
  1. エアコンを「外気導入モード」に設定し、車内換気を徹底すること。
  2. 運転者のマスク着用を徹底及び乗客にもマスクの着用について理解・協力を求めること。

を要請した。

## (2) 感染予防・まん延防止対策のためのマスク等の調達

全タク連では、国土交通省、経済産業省及び民間のマスク製造事業者の支援・協力を得て、新型コロナウイルス感染防止のために必要なマスク、消毒液の調達を進めている。その概要、措置状況は以下の通りである。

### ○ 新型コロナウイルス感染防止対策の実施状況聞き取り調査の実施

令和2年2月5日、国際空港を抱える東京都、千葉県、愛知県、大阪府県協会の傘下会員事業者43社に対し、新型コロナウイルスへの感染防止対策の対応状況等についてサンプル調査を行った。その結果、ほとんどの事業者がマスクの着用を義務づけまたは推奨しているが、マスク及び消毒液の入手が困難な状況にあることが把握できた。このため、全タク連では、サンプル調査結果を報告するとともに、マスク及び消毒液の調達等を要望した。

### ○ 国土交通大臣によるタクシー営業所視察

令和2年2月16日、国土交通大臣が東京都内のタクシー営業所を訪問し、点呼時の営業所における感染予防対策方法等を視察した。視察後、国土交通大臣からタクシー業界に対するマスク等の調達に関する支援が表明された。

### ○ 国交省斡旋により全タク連で購入したガーゼマスクの協会への配布

令和2年2月21日、国交省の斡旋により、国内マスク製造事業者ガーゼマスク10,800枚を全タク連が購入して、地域の感染者の拡大状況や車両台数等に応じて各協会に所用枚数を配分した。

### ○ ガーゼマスクの有償購入斡旋

令和2年2月26日、国土交通省、経済産業省、国内マスク製造事業者とマスク供給に関する打ち合わせ会議が開催され、政府の要請を受け海外でマスク製造ラインを新たに立ち上げたマスク製造事業者より、タクシー・バス業界向けにガーゼマスクが有償で供給されることとなった。

#### 【各タクシー協会の購入枚数】

- ・令和2年3月分購入枚数 37万0,200枚
- ・同 年 4月分購入枚数 14万7,600枚
- ・同 年 5月分 13万2,200枚
- ・同 年 6月分 800枚

\*マスクは繰り返し使用可能のガーゼマスク

## ○ エタノール消毒液の有償購入斡旋

令和2年4月9日、国交省からエタノール供給事業者を通じて、消毒用エタノール供給の可能性があるとの連絡があり、購入を希望する場合の業界としての必要数の事前調査の依頼があった。全タク連では、各協会に対して概ねの必要数の聞き取り調査を行ない、その結果を同年4月17日国交省に報告した。

国土交通省において各業界からの購入希望を取り纏めた結果、全タク連には1,200本（1本、4.5リットル）が割り当てられ、各協会に車両台数に応じて斡旋を行った。

### (3) 緊急事態宣言と緊急経済対策等

#### ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言が発出された。

また、同日付で改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの1ヶ月間、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が定められた。

令和2年4月16日より緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、令和2年5月4日には、緊急事態措置を実施すべき期間の令和2年5月31日までの延長が決定された。

緊急事態宣言は、令和2年5月14日に、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、京都府、大阪府、兵庫県、北海道を除く39県について解除され、同年5月21日に京都府、大阪府、兵庫県が解除された。同年5月25日には東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道が解除された。これにより全ての都道府県の緊急事態宣言が解除された。

#### ○ 事業の継続に関する要請等

緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」とされており、タクシー事業は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として例示としてあげられていることから、令和2年4月8日、国土交通省から全タク連に対し、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進についての要請があった。

#### ○ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策

- ① 令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び令和2年度第1次補正予算（一般会計歳出総額25.7兆円）が閣議決定された。第1次補正予算は令和2年4月30日に成立。

国交省におけるタクシー関係の主な施策は以下の通りである。

##### 1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- ・「3密」を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願い
- ・マスク等の感染防止に係る備品の確保について、関係省庁等と調整

##### 2. 雇用の維持と事業の継続

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大

- ・ 税制措置等
  - ・ 資金繰り対策
  - ・ 事業継続に困っている中小規模事業者等への支援
3. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- ・ 観光・運輸業等に対する支援
  - ・ 地域経済の活性化
4. 強靱な経済構造の構築
- ・ 防菌シート・感染防止仕切板等の導入に係る支援
5. 今後の備え
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費を創設

② 令和2年5月27日には令和2年度第2次補正予算（一般会計歳出総額31.9兆円）が閣議決定された。また、同日付で旅客課長事務連絡「令和2年度第2次補正予算等のタクシー関係の主な施策について」が発出された。第2次補正予算は令和2年6月12日に成立した。

令和2年度第2次補正予算等のタクシー関係の主な施策は次の通りである。

- ・ 雇用調整助成金の拡充等
- ・ 資金繰り対策の強化
- ・ 家賃支援給付金（仮称）の創設
- ・ 感染防止対策・事業継続支援

#### ○ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

令和2年8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定が公表され、感染拡大防止対策と社会経済活動との両立の道筋が示された。

##### 【取組の柱】

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
2. 検査体制の抜本的な拡充
3. 医療提供体制の確保
4. 治療薬、ワクチン
5. 保険所体制の整備
6. 感染症危機管理体制の整備
7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

#### ○ 令和2年12月8日、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（事業規模73.6兆円）が閣議決定された。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現
  - ・ 高性能フィルタを有する空気清浄機の導入などによるポストコロナを



見据えた地域公共交通の活性化・継続

- ・G o T o トラベル事業は、制度を段階的に見直しながら延長し、来年6月末までとすることを基本の想定としつつ、感染状況を踏まえ柔軟に対応
- ・雇用調整助成金の特例措置等は、現行措置を来年2月末まで延長のうえ、3月以降、段階的に縮減し、5～6月にリーマンショック時並みの特例とすることを基本の想定としつつ、感染状況や雇用情勢を踏まえ柔軟に対応

3. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- ・高齢運転者の交通安全対策に資するサポカーの購入支援
- ・地域公共交通や鉄道駅のバリアフリー化促進

4. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

- ・現下の感染拡大の影響を踏まえ、感染拡大により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応

○ 令和2年12月15日、令和2年度第3次補正予算（19.2兆円）が閣議決定された。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援
2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備
3. 知見に基づく感染防止対策の徹底
  - ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充  
(1兆5,000億円)

4. 感染症の収束に向けた国際協力

II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

1. デジタル改革・グリーン社会への実現
2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上
  - ・ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続（305億円）
3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現
  - ・G o T o トラベル（1兆0,311億円）
  - ・雇用調整助成金による雇用維持の取組の支援（1兆4,679億円）

III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靱化の推進
2. 自然災害からの復旧・復興の加速
3. 国民の安全・安心の確保

○ 令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京、神奈川、千葉、埼玉の一都三県を対象区域として新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出された。（1月8日から2月7日まで）

○ **令和3年1月8日、事業の継続に関する要請等**

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者については、「「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める」とされており、タクシー事業は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として例示としてあげられていることから、令和3年1月8日、国土交通省から全タク連に対し、業務の継続のための体制整備やタクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインによる感染症対策の一層の推進についての要請があった。

○ **令和3年1月13日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、栃木、福岡を対象区域として新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出された。（1月14日から2月7日まで）

○ **令和3年1月14日、事業の継続に関する要請等**

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者については、「「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める」とされており、タクシー事業は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として例示としてあげられていることから、令和3年1月14日、国土交通省から全タク連に対し、業務の継続のための体制整備やタクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインによる感染症対策の一層の推進についての要請があった。

#### (4) 国への支援要望

- 令和2年3月11日 国土交通大臣、厚生労働大臣に対し、全タク連会長名をもって、新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援要望を行った。

##### 【要望事項】

1. マスク・消毒液などの感染防止に係る備品の優先的な供給。
  2. 公的融資制度のより一層の拡充、銀行等からの融資金の返済猶予、雇用
  3. 助成金の特例適用の拡大、赤字補填、休業補償などタクシー事業者に対する助成金の創設・拡充。
  4. 待機時間の賃金支払いに対応するため、最低賃金の規制の例外的・弾力的な適用・運用。
  5. 感染防止のためタクシー事業者が行う安全対策等正確な情報の積極的発信。
- 令和2年4月20日 経済産業省に対し、補助対象が本年5月末までとされているキャッシュレス・消費者還元事業に係る決済端末機の設置期限について、当面の間の延長することについて要望書提出。
  - 令和2年4月20日 経済産業省に対し、キャッシュレス・消費者還元事業に係る決済端末機の設置に関し、5月末までとされている決済端末の設置期限の延長を要望した。これを受けて6月末まで延長された。
  - 令和2年4月23日 厚生労働大臣に対し、現下の緊急事態宣言下において、隔日勤務等に対してタクシー事業者が2日分の休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金の休業日の計算において2日間休業したものとする旨、全国一斉的な取り扱いを要望した。
  - 令和2年5月12日 国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に対し、新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援要望についての要望書を提出。

要望の主な内容は次の通りである。

1. タクシー事業者への経営助成
2. 資金繰り支援
3. 雇用調整助成金の拡充
4. 公租公課の特例措置
5. キャッシュレス・消費者還元事業の延長

- **令和2年5月25日 厚生労働大臣**に対し、現在6月30日までとされている雇用調整助成金の特例措置に関し、新型コロナウイルスによる問題が一段落するまでの間、特例措置の延長を要望。  
(令和2年6月12日付け、特例措置の期間令和2年9月30日まで延長決定)
- **令和2年6月12日 経済産業大臣**に対し、タクシー事業者が事業を営むにあたり設置が義務付けられている営業所、自動車車庫、仮眠又は睡眠施設などの設備を賃貸借契約により賃借している事業者が多く存在することから、これら事業者の事業用施設全般を家賃支援給付金の補助対象とするよう要望書を提出した。
- **令和2年6月24日 観光庁**に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政府の第1次補正予算におけるGo Toキャンペーン事業について、付与される地域共通クーポン等については、タクシー利用など旅行先での移動経費も対象であることを明確にし、広く周知・広報することなどを要望した。
- **令和2年7月13日 国土交通省・厚生労働省**に対し、令和3年度予算編成・税制改正に関する要望書を提出した。新型コロナウイルス感染症対策関係の要望事項は下記のとおり。

**【税制関係】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて深刻な状況に直面するタクシー事業者に対し、法人税、消費税、固定資産税、事業所税、自動車関係諸税等について負担軽減措置。

**【予算関係】**

- ・タクシー事業者への経営助成
- ・資金繰り等への支援
- ・雇用調整助成金の拡充
- ・Go To Travel キャンペーンの推進によるタクシー需要の復活

- **令和2年8月20日 国土交通大臣**に対し、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」に関する要望書を提出した。

**【要望書概要】**

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、タクシー需要は激減し、極めて厳しい経営環境にある一方、飲食店における営業自粛等のため、飲料・食料の配送へのニーズは大きかったところです。

こうした状況から、タクシー事業者は、一定の制限の下、食料・飲料の配送を行うことが時限的・特例的に許可され、このサービスを通じて、緊急事態宣言下において在宅で過ごさざるを得なかった国民の皆様に、生活に不可欠な食料・飲料を運ぶことにより、社会インフラとしての使命を果たすことができたものと考えており、実際に飲食店・利用者から

も好評でした。

今後も「新しい生活様式」下において、食料・飲料の配送については常態的な利用者のニーズが見込まれ、かつ、国民生活にも直結するサービスであることを踏まえ、ウィズコロナ時代の新しいビジネスモデルとして定着させる観点から、時限的・特例的な措置ではなく、手続きの簡素化や審査要件の緩和等にも十分に考慮して頂くとともに、特例許可の期限が到来する10月1日以降においてもシームレスに継続して実施できるように必要な措置を講じていただくよう強く要望いたします。

- **令和2年8月24日 加藤勝信厚生労働大臣に対し、全国ハイヤー・タクシー連合会、全国トラック協会、日本バス協会の3団体合同で、雇用調整助成金の一層の拡充及び現在本年9月30日までとなっている雇用調整助成金の特例措置の事態が収束するまでの間の延長について要望した。**  
(令和2年8月28日付け、特例措置の期間令和2年12月31日まで延長決定)
- **令和2年9月29日 梶山経済産業大臣に対し、家賃給付金制度の申請・準備書類が多く煩雑なこと等から給付金の支払いまでに相当な期間を要していることから、申請手続きの簡素化、提出書類の削減について要望書を提出した。**
- **令和2年9月29日 田村憲久厚生労働大臣に対し、エッセンシャルサービス産業であるタクシー事業に従事する運転者に、優先的にインフルエンザワクチンの接種が受けられるよう要望書を提出した。**
- **令和2年10月5日 厚生労働省職業安定局長に対し、雇用調整助成金の特例措置の期間延長等について、全タク連武居副会長、神谷理事長等が直接面談の上要請した。**
- **令和2年11月2日 田村憲久厚生労働大臣に対し、雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症問題が収束するまでの延長及び一層の拡充をするよう要望書を提出した。**
- **令和2年11月16日 赤羽国土交通大臣に対し、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について、事態が収束するまでの間、延長するよう要望書を提出した。**
- **令和2年11月18日 (一社)全国旅行業協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)日本旅館協会等に対し、Go To トラベル地域共通クーポンが登録したハイヤー・タクシーで利用できることの傘下会員会社への周知徹底について要請した。**
- **令和3年1月6日「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室のパブリックコメントの募集に対し、公共交通機関であるタクシー事業に従事する運転者等について優先的にワクチン接種を受けられることができるよう意見書を提出。**

- 令和3年1月12日 田村憲久厚生労働大臣に対し、雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症問題が収束するまで延長するよう要望書を提出した。
- 全タク連においては、毎月全国の協会の協力を得て作成した売り上げ、輸送実績に係るデータを活用し、川鍋会長を先頭に関係行政機関に対し、コロナ対策に係る支援要望活動を鋭意実施中。

(5) 国会議員等に対する働きかけ

- 令和2年3月18日 公明党新型コロナウイルス感染症対策本部・国土交通部会合同会議ヒアリング
  - ・ 公明党新型コロナウイルス感染症対策本部・国土交通部会合同会議より、新型コロナウイルス感染症による影響に関するヒアリングを受け、川鍋会長より、感染予防に係る備品の優先的供給、資金繰りが厳しくなっている事業者に対する支援、雇用調整助成金の拡大・充実等について要望した。
- 令和2年3月19日 自民党国土交通部会ヒアリング
  - ・ 自民党国土交通部会より、新型コロナウイルス感染症による影響に関するヒアリングを受け、川鍋会長より、感染予防に係る備品の優先的供給、資金繰りが厳しくなっている事業者に対する支援、雇用調整助成金の 拡大・充実等について要望した。
- 令和2年3月23日 自民党タクシー・ハイヤー議員連盟総会
  - ・ 渡辺博道会長をはじめとする多数の国会議員、国土交通省、厚生労働省、金融庁参加の下、自民党本部において自民党タクシー・ハイヤー議員 連盟総会が開催された。全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問を はじめ、正副会長メンバーが出席した。総会は、「新型コロナウイルス感染症による影響」について、活発な意見交換が行われた。
- 令和2年3月23日 公明党ハイヤー・タクシー振興議員懇話会総会
  - ・ 高木陽介会長代行をはじめとする多数の国会議員、国土交通省、内閣官房、厚生労働省、金融庁出席の下、衆議院第一議員会館において開催 された。全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問をはじめ正副会長 会議メンバーが出席した。総会は、「新型コロナウイルス感染症による影響」について、活発な意見交換が行われた。
- 令和2年3月24日 タクシー政策議員連盟総会
  - ・ 増子輝彦会長をはじめとする多数の国会議員、国土交通省、ハイタクフォーラム出席の下、衆議院第2議員会館において開催された。全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問をはじめ正副会長会議メンバーが 出席した。総会は、「新型コロナウイルス感染症による影響」について、活発な意見交換が行われた。

【与野党議連総会等での要望事項】

1. 乗務員等の新型コロナウイルス感染防止に努めるため、マスクや消毒液などの感染防止に係る備品について、公共交通機関であるタクシー事業者等への優先的な供給をお願いします。
2. タクシーを利用されるお客様の安心を担保するために、防菌シート、感染防止仕切り板などを車内に設置した場合、その費用の助成をお願いします。
3. 感染防止のためタクシー事業者が行う安全対策等正確な情報の積極的な発信をお願いします。
4. 資金繰りが厳しくなっている事業者に対する支援として、
  - ① 公的融資制度のより一層の拡充（無利子・無担保の返済期間の猶予を含む）
  - ② 固定資産税、事業者税、自動車税等の軽減などの税制特例措置
  - ③ 金融機関からの融資金返済猶予
  - ④ 金融機関による貸し剥がしの防止
  - ⑤ 社会保険料、労働保険料の減免
  - ⑥ 赤字補填などタクシー事業者に対する助成・支援の創設・拡充を是非ともお願いします。
5. ドライバーの雇用継続のために、雇用調整助成金制度の拡大・充実、申請手続きの簡素化、迅速な支給について、よろしく願いいたします。特に以下の2点につき是非ともお願いします。
  - ① 休業した場合の休業手当、教育訓練した場合の賃金相当額についてリーマンショック時の引き上げと同様に助成率を中小企業 2 / 3 → 4 / 5、大企業 1 / 2 → 2 / 3 へ引き上げること。
  - ② 教育訓練した場合の教育訓練費について、リーマンショック時の引き上げと同様に1人1日当たりの加算額を引き上げること。（1日1,200円→中小企業6,000円、大企業4,000円）
6. 歩合制が中心のタクシードライバーの雇用継続のために、コロナウイルス問題が収束するまでの間、前年同月比ベースでみた給与減少分の賃金補填を是非ともお願いします。



7. タクシー需要の激減、売り上げの激減による待機時間の賃金支払いに対応するため、コロナウイルス問題が収束するまでの間、最低賃金法の規制の例外的・弾力的な運用・適用をお願いします。

具体的には、一方策として、最低賃金額割れとなる場合にその不足額の補填を是非ともお願いします。

○ 令和2年4月24日 自民党タクシー・ハイヤー議員連盟会長への支援要請

- ・ 自民党タクシー・ハイヤー議員連盟渡辺会長、盛山事務局長に対し、全タク連川鍋会長、武居副会長兼労務委員長、理事長から、4月23日に厚生労働大臣に要望した隔日勤務等に対してタクシー事業者が2日分の休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金の休業日の計算において2日間休業したものとする全国一斉的な取り扱いについての迅速な運用についての支援を要請した。

○ 令和2年5月12日から15日にかけて 2次補正予算編成に向けての支援要望

- ・ 川鍋会長、坂本最高顧問を先頭に、自民党、公明党及び野党議連に対して、2次補正予算編成に向けての根回しを行った。

○ 令和2年5月18日 自民党政務調査会長に第2次補正予算編成に向けての要望書提出

主な内容は次の通りである。

- ・ タクシー事業者への経営助成
- ・ 資金繰り支援
- ・ 雇用調整助成金の拡充
- ・ 公租公課の特例措置
- ・ キャッシュレス・消費者還元事業の延長

○ 令和2年5月18日 公明党ハイヤー・タクシー振興議員懇話会幹部会開催

- ・ 川鍋会長、坂本最高顧問、武居副会長、理事長が出席して2次補正予算編成に向けての支援を要望した。

○ 令和2年6月23日 自民党「地域公共交通の活性化及び再生を目指す議員連盟」総会開催

- ・ 武居副会長兼労務委員長が出席し、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への経営助成、資金繰り支援、雇用調整助成金の拡充、社会保険料、労働保険料等公租公課の特例措置及び「Go To Travel キャンペーン」の推進によるタクシー需要の復活等の支援を要望した。

上記要望の結果、令和2年8月7日、日本政策金融公庫・中小中金等による実質無利子融資の取り扱いについて、次の通り改善された。

①日本政策金融公庫等の実質無利子融資に伴う利子補給の実施時期について、3年分の利子相当額を一括して顧客事業者に概算払いする方式で利子補給を実施する。顧客事業者に対して8月末から順次利子補給交付申請書の送付を開始する。

②日本政策金融公庫の融資において、日本政策金融公庫本部から全国の支店に対して、社会保険の支払いが融資条件であると顧客に受け取られることがないように顧客説明において十分に注意するよう周知された。

○ 令和2年9月10日 自民党観光産業振興議員連盟緊急集会開催

- ・ 新型コロナウイルス対策に関連して極めて深刻な打撃を受けている観光産業分野について、観光振興策への早急な立て直しを図るべく、自民党観光産業振興議員連盟緊急集会が開催され、観光・交通関係業界の代表から現状の聴取・意見交換が行われた。
- ・ 全タク連からは、川野副会長、神谷理事長が出席し、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業の現状説明と強力なる支援の要望を実施。

○ 令和2年10月7日 自民党タクシー・ハイヤー議員連盟総会開催

- ・ 渡辺博道会長をはじめとする多数の国会議員及び国土交通省自動車局長等参加の下、自民党本部において自民党タクシー・ハイヤー議員連盟総会が開催された。
- ・ 全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問をはじめとする正副会長メンバーが出席した。

- ・ 総会は、国土交通省自動車局長から「令和3年度予算要求・税制改正要望等」及び「新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応について」の説明が行われ、その後、活発な意見交換が行われた。
- ・ 総会では、タクシーが地域における公共交通機関かつ地方創生の担い手として、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の下でサービスの提供を継続し、利用者が安心して利用できるよう、国の積極的な支援が必要不可欠であることから、「新型コロナウイルス感染症による影響下においても、タクシーが公共交通機関としてサービスを安定的に提供できるよう、感染防止対策を支援するとともに、運転者の労働環境を維持・改善し、タクシー事業を継続するために必要な雇用調整助成金や資金繰り支援の充実化、公租公課の負担軽減等を図り、また、Go To Travel 事業の推進やタクシーデリバリ等の「新しい生活様式」に合致したサービスの普及等によるタクシー需要の喚起策を支援すること」、「安全・安心の確保、利用者の保護等の観点から問題のある、自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」の導入を認めないこと」等を盛り込んだ決議が採択された。
- ・ 議連総会終了後、参議院会館駐車場において感染防止対策を講じたタクシー車両の視察が行われた。

## 決 議

タクシーは、ドアツードアの輸送を担う公共交通機関として、地域住民の日常生活を支えるとともに、ビジネスの移動や訪日外国人の快適な観光を支える極めて重要な役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛要請、イベントの中止、観光需要の激減等によって、タクシー需要が急激に減少し、タクシー事業は極めて深刻な影響を受けている。その中でも、タクシーはエッセンシャルサービスとして運行を継続することが求められたため、タクシー事業者は運転者の雇用を維持しながら必死に事業を継続し、運転者は感染リスクを抱えながら乗務を続け、国民の移動手段の確保に貢献してきたところである。

タクシーが地域における公共交通機関かつ地方創生の担い手として、「新しい生活様式」の下でサービスの提供を継続し、利用者が安心して利用できるよう、国の積極的な支援措置が必要不可欠である。

このため、政府は以下の事項を確実かつ着実に実施すべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症による影響下においても、タクシーが公共交通機関としてサービスを安定的に提供できるよう、利用者及び運転者を感染から守るための徹底的な感染防止対策を支援するとともに、運転者の労働環境を維持・改善し、タクシー事業を継続するために必要な雇用調整助成金や資金繰り支援の充実化、公租公課の負担軽減、地方創生臨時交付金の活用等を図ること。また、Go To Travel事業の推進やタクシーデリバリー等の「新しい生活様式」に合致したサービスの普及等を図り、タクシー利用者が増加するような需要喚起策を支援すること。
- 一 運転者の労働環境改善に向けたタクシーの働き方改革を推進するため、タクシーの生産性向上、運転者の確保・育成のための取組を支援すること。
- 一 タクシーを利用しやすくするための新たな運賃サービスとして事前確定運賃やタクシーの相乗り、定額タクシーなどの導入・普及を推進すること。また、地方部での普及がいまだ十分でないユニバーサルデザインタクシー車両等の導入のための取組を支援すること。
- 一 安全・安心の確保、利用者の保護等の観点から問題のある、自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

令和二年十月七日

自由民主党タクシー・ハイヤー議員連盟

- **令和2年10月27日 自民党 雇用問題調査会 松野博一会長に対し、**  
全タク連武居副会長兼労務委員長、神谷理事長より、雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症問題が収束するまでの延長及び一層の拡充を要望した。
- **令和2年11月11日 公明党ハイヤー・タクシー振興議員懇話会開催**
  - ・富田茂之会長をはじめとする多数の国会議員及び国土交通省自動車局長等参加の下、参議院議員会館において公明党ハイヤー・タクシー振興議員懇話会開催された。
  - ・全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問をはじめとする正副会長メンバーが出席し活発な意見交換がなされた。
  - ・全タク連からは、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への経営助成、資金繰り支援、雇用調整助成金の拡充、社会保険料、労働保険料、タクシーデリバリーサービス推進のための登録免許税の軽減等公租公課の特例措置及び「Go To Travel キャンペーン」の推進によるタクシー需要の復活等の支援を要望した。
  - ・会議終了後、参議院会館駐車場において感染防止対策を講じたタクシー車両の視察が行われた。
- **令和2年11月12日 自民党政策懇談会開催**
  - ・伊藤副会長、神谷理事長が出席し、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への経営助成、資金繰り支援、雇用調整助成金の拡充、社会保険料、労働保険料、タクシーデリバリーサービス推進のための登録免許税の軽減等公租公課の特例措置及び「Go To Travel キャンペーン」の推進によるタクシー需要の復活等の支援を要望した。
- **令和2年11月13日 全タク連川鍋会長、神谷理事長が、自民党雇用問題調査会松野博一会長、川崎二郎議連顧問、渡辺博道議連会長、盛山正仁議連幹事長、阿達雅志総理大臣補佐官（議連メンバー）に対し、雇用調整助成金の特例措置について、令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症問題が収束するまでの延長等コロナ対策支援について要望した。**
- **令和2年11月18日 タクシー政策議員連盟 総会開催**
  - ・新たに選出された辻元清美会長をはじめ多数の国会議員及び国土交通省自動車局長等出席の下、衆議院議員会館においてタクシー政策議員連盟総会が開催された。
  - ・全タク連からは、川鍋会長、坂本最高顧問をはじめとする正副会長メンバ

ーが出席し活発な意見交換がなされた。

・また、全タク連からは、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への経営助成、資金繰り支援、雇用調整助成金の拡充、社会保険料、労働保険料、タクシーデリバリーサービス推進のための登録免許税の軽減等公租公課の特例措置及び「Go To Travel キャンペーン」の推進によるタクシー需要の復活等の支援を要望した。

- 令和2年11月19日 自民党自動車議連総会に 全タク連伊藤副会長、神谷理事長が出席し、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への支援を要望した。
- 令和2年12月2日 自民党 新型コロナウイルス感染症対策本部 訪日外国人観光客コロナ対策PTに 全タク連 川野副会長、井出常務理事が出席し、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けているタクシー事業への支援を要望した。
- 令和3年1月13日 自民党雇用問題調査会幹部及び与党タクシー議連幹部に対し、全タク連 神谷理事長より雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症問題が収束するまでの延長を要請した。
- 令和3年1月13日 与党タクシー議連幹部に対し、全タク連 神谷理事長より、公共交通機関であるタクシー事業に従事する運転者等について優先的にワクチン接種を受けることができるよう要請した。
- 全タク連においては、毎月全国の協会の協力を得て作成した売り上げ、輸送実績に係るデータも活用し、川鍋会長を先頭に与野党のタクシー議員連盟を中心とした国会議員に対し、コロナ対策に係る支援要望活動を鋭意実施中。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る国土交通省等支援の状況

○ 令和2年2月28日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の特例の対象となる事業主の範囲拡大

○特例措置の対象となる事業主を、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に拡大。

対象期間令和2年1月24日から令和2年7月23日まで。

(1) 特例措置

- ① 1月24日以降の休業計画届を受理する
- ② 生産指標の確認期間を1カ月へ変更
- ③ 設置1年未満の事業所へ拡大
- ④ 最近3か月の雇用量の緩和
- ⑤ 被雇用保険期間の緩和
- ⑥ 過去の受助成金給歴の緩和

(2) 北海道の事業者の特例

- ① 生産指標の廃止
- ② 助成率の拡充（中小3分の2から4分の3へ）
- ③ 雇用保険対象者以外も緊急特定地域雇用安定助成金で救済
- ④ 影響を受ける事業者に拡大

○ 令和2年3月31日 自動車局旅客課長事務連絡

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」

(概要)

今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業の深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められており、一部の地方運輸局において「やむを得ない事由」に該当するものとして、事業計画の変更を要しない休車の特例措置を、まだ臨時休車措置を講じていない地方運輸局においては、地域のニーズや要望に応じて積極的な対応を検討することとされた。

臨時休車は、令和2年9月30日を超えない範囲で各地方運輸局において設定することとされた。

なお、一時抹消登録等を実施した場合、事業者は期間終了後2か月以内に登録を行わない場合は、減車したものとみなされることとされた。

○ 令和2年3月31日 自動車局旅客課長事務連絡

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法に関する取り扱いの一部変更」

(概要)

今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和2年4月1日において特定地域から準特定地域に移行する地域については、今回の移行に限り、本通達第22に規定する「1による抹消登録を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6か月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等を行うことができる」を「1による抹消登録を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後12か月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等を行うことができる」に読み替えて運用することとされた。

- 令和2年3月31日 自動車局安全政策課長・旅客課長・整備課長通達  
「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」

(概要)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について、運輸支局へリストを提出することで、一時抹消登録をした自動車と同様に定期点検整備の義務はかからないこととされ、適用期間は本年6月30日までとされた。

- 令和2年4月10日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の特例の追加実施、申請書類の簡素化

令和2年4月1日から6月30日まで緊急対応期間として上乗せ特例措置の拡大

- ① 全業種に拡大
- ② 生産指標要件を緩和（1か月5%以上の低下）
- ③ 助成率の拡充（中小4分の5、解雇しない場合は10分の9へ）
- ③ 雇用保険対象者以外も緊急特定地域雇用安定助成金で救済
- ④ 計画届けの事後提出を認める
- ⑤ 1年必要なクーリング期間の廃止
- ⑥ 教育訓練費の拡充（1200円から2400円へ） 等

- 令和2年4月21日 自動車局旅客課、貨物課事務連絡  
「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による



## 有償貨物運送について」

(概要)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、令和2年5月13日までタクシー事業者の安全管理能力等を踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物輸送を行うことを特例的に認めることとされた。

運送する貨物の種類は、店内で飲食等を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食材など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと運輸支局がみとめるものとされた。

- 令和2年4月25日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の特例の更なる拡大(4月8日以降の休業に遡及適用)

- 中小企業が解雇等を行わない場合の助成率10分の10へ

- 令和2年4月28日 自動車局長通達

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う適性診断の受診の取り扱いについて」

(概要)

適性診断の受診については、受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

- 令和2年4月30日 旅客課長事務連絡

「新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を踏まえた道路運送法等の運用について

(概要)

道路運送法において、令和2年5月末までの報告を求めている各種手続きについては、できる限り柔軟な運用を行うこととされた。

- 令和2年5月8日 自動車局旅客課・貨物課事務連絡

「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について(一部改正)」

(概要)

令和2年4月21日付け事務連絡により、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物輸送を行うことを5月13日までの間特例的に認めることとされたところであるが、特例による許可の期間を令和2年9月30日まで延長されることとされた。

- **令和2年5月12日 自動車局安全政策課長・旅客課長・整備課長通達**  
「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）」  
(概要)

令和2年3月31日付け、安全政策課長・旅客課長・整備課長通知において、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、一時抹消登録をした自動車と同様に定期点検整備の義務はかからないこととされ、その適用期間は本年6月30日までとされたが、政府の緊急事態宣言が延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの期間が本年9月30日まで延長された。また、リストの再提出がなくとも届け出されている休車期間を同年9月30日までと読み替えることとされた。
- **令和2年6月12日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の上限額を引き上げ**
  - (1) 助成額の上限額の引上げ  
8,330円から企業規模を問わず15,000円へ
  - (2) 特例措置の延長  
4月1日から9月30日まで
- **令和2年6月19日 自動車局旅客課、貨物課事務連絡**  
「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（一部改正）」  
(概要)

タクシーによる有償貨物運送の特例措置を定めた事務連絡（令和2年4月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」）を一部改正し、保温・保冷措置を講じるなどの一定の条件を満たした場合に配送する飲食物を座席スペースに積載することを認める運用を開始した。
- **令和2年6月30日 自動車局旅客課事務連絡**  
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充に伴う地方公共団体への働きかけについて」  
(概要)

タクシー事業に対する臨時交付金の積極的な活用に向けて、各都道府県タクシー協会から地方公共団体へ働きかけが行われるよう対応願いた

い。各地方運輸局等にもタクシー協会等から相談があった際には協力するよう連絡してあるので、連携を図られたい。

○ 令和2年6月30日 自動車局旅客課事務連絡

「タクシー事業者が救援事業で行う処方箋に基づく薬剤の受け取り代行について」

(概要)

タクシー運転者が利用者から処方箋を受け取り、利用者に替わって薬局を訪問し、処方箋に基づく薬剤の受け取りを代行するサービスについても、「タクシー事業者が行う救援事業」（自動車局旅客課長平成31年3月28日）に沿って行われる場合には、実施しても差し支えないこと。タクシー運転者が服薬指導を受けることは認められないことに留意するほか、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を参照し、適切に対応すること。

○ 令和2年8月19日 自動車局旅客課長事務連絡

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」

(概要)

新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるよう一部の地方運輸局において事業計画の変更を要しない休車の特例措置「臨時休車」を講じているところであるが、更なる特例措置の拡充要望もあることから、

- ・臨時休車を講じていない地方運輸局においては、地域のニーズや要望等を踏まえ積極的な対応を検討。
- ・臨時休車は、令和2年12月31日を超えない範囲で設定（3か月延長）。
- ・臨時休車期間終了後の復活期限を来年3月まで延長。

とする。なお、今後の新型コロナウイルスの影響状況を踏まえて必要に応じ、随時取り扱いの見直しを行うものとする。

○ 令和2年8月19日 国土交通省プレスリリース

「タクシーを安心してご利用いただくため～利用者の皆様にお願ひ～」

(概要)

タクシーは、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な公共交通機関であり、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、最低限の事業の継続が求められております。そのような中、新型コロナウイルスの感染リスクを低減し、安心してタクシーをご利用いただけるよう、国土交通省とタクシー事業者とが協力して対策に取り組んでいると

ころであり、国土交通省から以下の点について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご理解・ご協力をお願い致します。

- ・マスクを着用し、会話は控えめにさせていただく
- ・後部座席に着席が可能である場合、できる限り助手席のご利用は控えていただく
- ・換気のため走行中の窓開けにご理解・ご協力をいただく

○ 令和2年8月21日 自動車局意見募集（パブリックコメント）

「タクシー事業者における食料・飲料に係る貨物運送に関する通達の制定等について（概要）」に関する意見募集について

【パブコメの概要】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う食料及び飲料の運送に係るニーズの増加等を踏まえ、タクシー事業者が道路運送法第78条第3号の許可を受けた上で、本年9月末まで、有償で食料等を運送することを特例的に認めることとしている。
- 「新しい生活様式」が普及し、そのニーズは引き続き見込まれるとともに、タクシー事業者が食料等の運送を行うことへの期待も強いところである。さらに、タクシー事業者による食料等の運送については、特例措置を開始して以降、地域公共交通という重要な役割を担うタクシー事業者の本業である「タクシー事業」への影響という観点から、また、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点からも、一定の条件下においては、大きな問題等が生じないことが確認できたところである。
- こうした状況を鑑み、特例措置からのシームレスな移行の実現や貨物を食料等に限定することを踏まえた申請手続の簡素化や審査要件の緩和等の弾力的な対応にも考慮しつつ、貨物自動車運送事業法第3条に基づくタクシー事業者における貨物運送の許可の取り扱いに関して、通達の制定等を行うこととする。
- 今後のスケジュール  
意見募集期間 令和2年8月30日  
新制度運用開始 令和2年10月1日

○ 令和2年8月24日 自動車局安全政策課長・旅客課長・整備課長通達

「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）」

（概要）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け、安全政策課長・旅客課長・整備課長通知において、一時抹消登録をした自動車と同様に定期点検整備の義務はかからないこととされ、その適用期間は本年

5月12日付け、3課長連名の通知により9月30日まで延長されているところであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの期間が本年12月31日まで延長された。

- 令和2年8月28日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の特例措置の延長  
特例措置の延長 12月31日まで

- 令和2年9月10日 自動車局長通達

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」

(概要)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う食料及び飲料の運送に係るニーズの増加等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」（令和2年4月21日付け事務連絡）により、令和2年9月30日まで、タクシー事業者が有償で食料等を運送することが道路運送法第78条第3号に基づき特例的に認められていた。

「新しい生活様式」が普及し、食事はデリバリーや出前を利用するといったニーズが引き続き見込まれるとともに、タクシー事業者が食料等の運送を行うことへの期待も強く、さらに、タクシー事業者による食料等の運送については、特例措置を開始して以降、一定の条件下においては、大きな問題等が生じないことが確認されたことから、タクシー事業者が一定の条件の下において食料等に限り有償で貨物運送を行うことを貨物自動車運送事業法に基づき認めることとされた。

新通知に基づく許可申請は令和2年9月11日から開始されるが、許可又は却下を受けるまでの間については、同年9月30日までに申請を行った者に限り、個別に特例措置に係る有効期限が延長され、サービスのシームレスな継続が図られることとなった。

○今後のスケジュール

9月11日 申請の受付開始

9月30日 特例の期限

10月以降 順次、貨物自動車運送事業法に基づく許可

○ 令和2年11月19日 自動車局旅客課長事務連絡

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」  
(概要)

新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるよう一部の地方運輸局において事業計画の変更を要しない休車の特例措置「臨時休車」を講じているところであるが、更なる特例措置の拡充要望もあることから、

- ・臨時休車を講じていない地方運輸局においては、地域のニーズや要望等を踏まえ積極的な対応を検討。

- ・臨時休車は、令和3年3月31日を超えない範囲で設定（3か月延長）。

- ・臨時休車期間終了後の復活期限を来年6月まで延長。とする。

なお、今後の新型コロナウイルスの影響状況を踏まえて必要に応じ、随時取り扱いの見直しを行うものとする。

○ 令和2年11月27日 厚生労働省発表 雇用調整助成金の特例措置  
の延長

特例措置の延長 令和3年2月28日まで

○ 令和2年12月10日 自動車局安全政策課長・旅客課長・整備課長事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車  
の定期点検について（適用期間の再延長）」

(概要)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け、安全政策課長・旅客課長・整備課長通知において、一時抹消登録をした自動車と同様に定期点検整備の義務はかからないこととされ、その適用期間は本年8月24日付け、3課長連名の通知により12月31日まで延長されているところであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの期間が令和3年3月31日まで延長された。